第 238 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日　　時　令和 6 年 8 月 27 日(火) 午前 9 時 00 分～ 午前 9 時 30 分

2. 場　　所　横田庁舎 大会議室

3. 出席委員 (36名)

1番 恩田 洋一	3番 藤原 寿成	4番 藤原 康正	5番 岩田 孝史
6番 古田川光彦	7番 永濱 孝之	8番 安部 治美	10番 高橋 正敏
11番 藤原 克巳	12番 和久利 勝	13番 石原 敬士	14番 和久利 健
15番 立石 覚	16番 大坂 茂	17番 安部 傭造	18番 金倉 弘美
20番 八澤 幹夫	21番 森合 健一	22番 藤原 昭則	24番 佐藤 昌利
25番 石原 宏二	27番 若月 勝久	28番 藤原 修	29番 藤原 功
30番 山田 幸則	32番 嵐谷 行徳	33番 新田 昭喜	34番 卜藏 秀夫
35番 浅野 保男	36番 川西 雄二	37番 小池 俊彦	38番 堀尾 敏久
39番 大塚 真人	40番 安部 秀男	41番 梅木 達也	43番 原田 二朗

4. 事務局又は説明者

農業委員会　事務局長補佐　石原ゆう子

5. 欠席委員 (7名)

2番 石原 隆幸	9番 石原 博	19番 藤井 卓	23番 渡部 雅一
26番 賀元 亨	31番 白名 貴美子	42番 松島 昭夫	

6. 議事日程

日程第１号　議事録署名委員の指名
日程第２号　議案第１号　非農地証明交付申請の承認について
議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について
その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第238回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は2番　石原隆幸委員、9番　石原博委員。出席者は18名中16名、過半数に達しており本日の総会は成立いたします。農地利用最適化推進委員は19番、23番、26番、31番、42番の5名が欠席となっています。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、17番　安部委員、1番　恩田委員にお願いをいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。議案第1号からその他まで順次行います。 それでは議事に入ります。議案第1号、非農地証明交付申請の承認について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	議案第1号、農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。令和6年8月27日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番、外3筆。地目は登記簿/田、現況/原野。面積2,190㎡他で計4,163㎡。権利種別、非農地証明。所有者氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。非農地の事由、耕作不便のため平成27年頃から耕作を放棄した。現在低木や草木が生い茂っている。 現地調査につきましては、8月6日に●●●●地区の農業委員、推進委員の方3名で実施しました。現地は背丈ほどの草木が生い茂った状態でした。資料1－①②に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号2、農地の所在　□□□□番、外1筆。地目は登記簿/田、現況/山林。面積24㎡他で計676㎡。権利種別、非農地証明。所有者氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。非農地の事由、平成8年以前から畑作営農は放棄している。現在は檜が植栽されて林地となっている。 現地調査につきましては、7月16日に◎◎◎◎地区の農業委員、推進委員の方4名で実施しました。現地はそれぞれ山林化した状態でした。資料2に地図を載せておりますので、ご覧ください。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、14番和久利委員、お願いいたします。
14番	議案第1号番号1につきまして、14番和久利が補足説明をさせていただきます。 先ほど、事務局からも説明がありましたように、8月6日に現地調査を行いました。近年まで、草刈り等管理された様子はありますが、谷の一番奥まった、山林が迫った状態のところで、イノシシの被害が大変ひどいようです。面積的にも非常に狭いところでして、非農地とし、証明するのはいたしかたないことかな、という気がしています。交通の便も非常に悪いところでして、車が入るには入るのですが、先は行き止まりになっています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （なしの声）

議長	承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について承認することに決しました。 続いて番号2について、29番藤原委員、補足説明をお願いします。
29番	議案第1号番号2につきまして、29番藤原が補足説明をさせていただきます。 去る7月の16日、農業委員2名、推進委員2名で現地確認を行いました。現地は、◎◎◎◎地区◆◆◆◆自治会、自宅裏から60mくらい離れた小高いところにある、22㎡の畑ですが、ヒノキ等が植栽され、林地化しておりました。また、もう一箇所、150mくらい離れた畑ですが、この場所は細長い形状をした652㎡の広さで、トウガラシの畑作を放棄して久しく、ヒノキ等の木が植林され、山地化しておりました。現状として、農地に復旧するのは不可能と認めたところでございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （なしの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号2について承認することに決しました。 次に議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和6年8月27日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番、外12筆。地目は登記簿/現況ともに田または畑。面積は82㎡他で計9，694㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は所有権移転。譲受人氏名　△△△△、住所　●●●●番地。権利取得後の経営面積は96．94aです。対価は総額◇◇◇◇円です。資料3に地図を載せておりますので、ご覧ください。 本件につきましては、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、権利取得後において行う耕作など事業に必要な農作業に従事すると見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、40番安部委員、お願いいたします。
40番	議案第2号番号1につきまして40番安部が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんは▼▼▼▼に住んでおられるということで、農地の所有権移転をしたい、というお話でございます。△△△△さんは多岐にわたる事業に従事しておられ、荒れることなく作っていただけると思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1について承認することに決しました。 次に議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和6年8月27日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番、1筆。地目は登記簿/田、現況/宅地。権利種別は所有権移転です。譲渡人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。譲受人氏名　☆☆☆☆自治会会長◆◆◆◆、住所　●●●●番地。転用目的は共同作業所、施設等、乾燥調製施設。申請理由、◎◎◎◎共同作業所(乾燥調製施設)の増設に伴い拡張のため。 追認です。今回顛末書が提出されておりますので読みます。除地については、県の同意を得て、平成5年6月に公告されています。対価は総額◇◇◇◇円。資料④に地図を載せていますので、ご覧ください。 本件について、顛末書にありましたが、再度事務局からも経過を説明いたします。地図を見ながらご確認ください。昭和59年度、◎◎◎◎自治会で集落振興を目的に、●○▼▽番の土地の左側部分に◎◎◎◎集会所、右側部分に◎◎◎◎共同作業所を建設されました。平成5年6月に右側の◎◎◎◎共同作業所(乾燥調製施設)拡張のため、●○▼▽番の右隣に隣接する◇◆○●番の一部の農振除外が県で許可されました。許可後、本来は農業委員会で農地転用の許可を受けなければなりませんでしたが、許可を受けないまま増築をした、ということです。今回、◎◎◎◎自治会の所有不動産をきちんと整理しておくため◇◆○●番を分筆した□□□□番の所有権の移転と農地の転用を申請するものです。 本来は原状回復の上改めて許可申請すべきところですが、無断転用完了後から現在まで◎◎◎◎集落営農組合の作業場として使用を続けており、構成員の皆様にとっては必要不可欠な作業場であること、また原状回復にも費用がかかることから原状回復は現実的でないと考えらます。 許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する、周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当するものと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1について承認することに決しました。 次に議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)を上程いたします。事務局説明をお願いします。

事務局	議案第4号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年8月27日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積423㎡他で698㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　●●●●番地。利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田。期間は2年9か月、賃貸借です。 以上の案件につきましては、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること、の要件を満たしているものと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、43番原田委員、お願いいたします。
43番	議案第4号番号1につきまして43番原田が補足説明をさせていただきます。 場所は■■■■の▽▽▽▽地内でございまして、再設定であります。△△△△氏は地域の熱心な農業者であり、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （なしの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号1について承認することに決しました。 事務局、その他について何かございますでしょうか。
事務局	（事務局から事務連絡） ①次回（9月）の総会について ②8月5日の雲南地区農業委員会研修会について ③活動助成金について ④農業振興部会の開催について
議長	ありがとうございました。本日上程いたしました議案は以上でございます。 次回の総会は9月25日（水）9時から、横田庁舎3階大会議室で開催します。 以上で本日の総会を終わります。